

大阪府庁本館周辺を活動区域に含む北大江連合振興町会と北大江地区まちづくり実行委員会は、下記のとおり大手前・森之宮まちづくり推進プロジェクトに関する意見をまとめましたので、ご配慮願います。なお、これまでの地域の提案に配慮いただけるのであれば、資料をお送りしますのでご連絡ください。

北大江連合振興町会長・北大江地区まちづくり実行委員会委員長 八木治助

記

1.大阪府が土地を所有したままで地域の活性化の事業を進めるべきです。

各地で事業提案によるまちの活性化が進められているが、経済状況の変化などにより、提案者が責任を全うしない例が見受けられる。当初から転売を予定して高額提案をする事業者には地域に対して責任を果たす意思がない場合も多い。定期借地等の手法の導入などにより、大阪府が土地を所有したままで事業を進め、事業者が社会的な責任を果たすよう関与するとともに、古代より要衝であった地区を府民が再度活用する可能性を留保すべきです。

2.広域的なアクションプランの下に地域プロモーション組織を設立し事業を進めるべきです。

大阪城周辺エリアの貴重な都市資源を有意義に活用し、地盤沈下が続く大阪を活性化するためには、まず都市戦略のランドデザインと大阪城周辺エリアの達成目標について経済界・関係行政機関等で認識を共有した上で、ソフト・ハードにわたるエリアの一带のアクションプランを作成し、役割分担を明確にして着実に実現しないといけない。エリアの将来像を提案し、あとは各地権者や地元行政に実現をゆだねるといった姿勢ではなく、地域プロモーションの視点から戦略的なアクションプランを作成し、自主的な地域環境の形成・管理を実行する独立した主体を、関係地権者、自治体等とともに設立し、エリア一帯のマネジメントを推進すべきです。

3.まちの将来像を都市計画に位置づけて事業を進めるべきです。

今回検討されている土地利用の転換は、従来の土地利用の方針を大幅に変更するものであり、たとえ現行の都市計画規制の枠内であっても、エリア一帯の地権者の発意による都市計画法に規定される都市計画提案の手続きを取るべきであり、府有地を活用する事業者とともに、官公庁を含む周辺地権者や地元自治体等と協議して、地区計画を定めるなど都市計画に位置づけた上で、これと整合する活性化の事業を進めていくべきです。

以上